

ご挨拶

日本弁理士会

会長 古谷 史旺

弁理士制度は、明治32年7月1日施行の『特許代理業者登録規則』から始まり、その後幾多の改正を経て今日に至っています。

平成12年改正の弁理士法第1条(目的)には、『この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。』と規定され、同法第56条には、弁理士会は、『弁理士の使命及び職責にかんがみ…』と規定されています。同法第3条に、職責規定はありますが、弁理士の使命を謳い上げた規定はありませんでした。

昨年(2020年)の4月25日、弁理士法の一部改正案が国会で成立いたしました。59年間の永きに亘り求め続けた『使命条項』が、弁理士法第1条に創設されました。この実現は、国会はもとより、特許庁をはじめとする関係機関、関係各位のご理解とご協力の賜であり、しかも、我々の当初の願い以上に、視座の高い奥の深い使命条項とすることが適い、改めて深く感謝申し上げます。

弁理士法 第1条(弁理士の使命)

『弁理士は、知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。)に関する専門家として、知的財産権(同条第2項に規定する知的財産権をいう。)の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』

知的財産基本法 第2条(定義)

『1 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。』

使命条項の創設は、弁理士に対する期待の大きさを表したものであり、弁理士及び日本弁理士会は、弁理士制度を利用される皆様のご期待に添うべく、高度な専門知識と規律ある行動を通じて、経済及び産業の発展を通じて社会に貢献します。

日本弁理士会では、『使命条項』の成立を記念すると共に、これを機会に定期的に『弁理士白書』を刊行することといたし、知的財産制度と弁理士制度の更なる発展を期していきます。

弁理士白書発刊によせて

日本弁理士会会長室長

弁理士 山崎 高明

この度、関係各位のご尽力を得まして、「弁理士白書」を発刊しました。この「弁理士白書」は、弁理士の実勢及び活動状況、日本弁理士会の実勢及び活動状況等を広く公表することにより、多くの国民の皆様には弁理士及び日本弁理士会への理解を深めていただくことを目的としています。

近年、知的財産への関心は高まっていますが、弁理士及び日本弁理士会への理解は必ずしも十分とは言えなかったのではないかと思います。この「弁理士白書」により、弁理士及び日本弁理士会の活動を広く一般の方々に知っていただき、いままで以上に弁理士及び日本弁理士会をご理解をいただき、さらなる活躍の場を与えて戴けることを願っています。

また、弁理士各位におきましては、会員数の増大、相次ぐ法律改正、社会情勢や経済情勢の変化等の状況下にあって、弁理士及び日本弁理士会の実像を改めて俯瞰し、その実態を見つめ直すことにより、何かが見えてくるかもしれません。

折しも、いわゆる“使命条項”が第1条に創設された改正弁理士法が、平成27年に施行されることになっています。改正弁理士法第1条では、弁理士は、「知的財産に関する専門家」と定義されており、「経済及び産業の発展に資すること」が使命であるとされています。この「弁理士白書」を基礎資料とし、弁理士の使命を再確認することを通じて、弁理士が進むべき途や新たな将来展望が見えてくるのではないのでしょうか。

日本弁理士会としては初めての試みゆえに、至らない箇所があるかもしれませんが、そこは今後の改善に向けた課題とすることでご容赦を戴きたく存じます。

この「弁理士白書」が、弁理士及び日本弁理士会の活動を広く知っていただくためのツールとなり、また、弁理士及び日本弁理士会の進むべき途を示す道標となることを願いまして、発刊によせる辞と致します。